

令和 4 年度長野支部事業計画（案）について

令和4年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和4年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

※ 【 】は予算額
()は前年度予算額

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める

●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進【2.8億円（3.0億円）】*1

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑いのある事案の重点審査及び立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【4.3億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収の強化及び、保険者間調整や法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【15.9億円（20.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

●オンライン資格確認の円滑な実施【1.7億円（1.8億円）】

- ・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進への協力

*1 レセプト点検員に係る経費は含まない。

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,466.7億円（1,454.8億円）】*2**
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
 - ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国等への働きかけの実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【152.2億円（117.4億円）】*2**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
 - ・ 特定保健指導のアウトカム指標を用いた試行的な運用を行う
 - ・ 協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施
- **重症化予防対策の推進【4.4億円（5.5億円）】**
 - ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
 - ・ 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施
- **コラボヘルスの推進【5.3億円（3.6億円）】**
 - ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
 - ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルスの予防対策の推進
- **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**
 - ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
 - ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した、医療機関・薬局に対する働きかけ
 - ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等における積極的な意見発信

*2 一部後掲の「広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進」に係る費用を含む。

(2) 戦略的保険者機能

- **支部で実施した好事例の全国展開【2.8億円（5.2億円）】**
 - ・ 支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化（次期アクションプランで想定）に向けた取組を、令和5年度にパイロット事業として実施することとし、令和4年度にその事業の選定や計画の策定を行う
 - ・ 上記の事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進
- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**
 - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
 - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **調査研究の推進【1.4億円（1.2億円）】**
 - ・ 保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討
 - ・ 医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施
 - ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【7.6億円（6.7億円）】**
 - ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、全支部共通の広報資材作成による広報の実施
 - ・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえた広報資材の改善、拡充の検討

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 管理職を対象とした階層別研修による管理職のマネジメント能力の向上
- ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期業務システム導入による人員配置の在り方や標準人員の見直しの検討

● OJTを中心とした人材育成【0.2億円（0.1億円）】

- ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討

● 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組の実施

● 内部統制の強化【0.2億円（0.1億円）】

- ・ 内部統制基本方針に則った内部統制整備の着実な推進

● 中長期を見据えたシステム構想の実現【493.8億円（160.2億円）】

- ・ 令和5年1月サービスインに向けた次期業務システムの構築・テスト・リリースの確実な実施

(2-1) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会、支部評議会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現金給付（療養費、高額療養費を除く）の申請受付から支給までの標準期間である10日間（サービススタンダード）を遵守する。・ 各種説明会・広報を活用し、郵送による申請を促進する。・ 業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果やお客様の声の分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。・ 研修およびOJTにより職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。<ul style="list-style-type: none">■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.5%以上とする <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 引き続き、各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。・ 医療機関及び市町村窓口への申請書の配置を継続する。・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度（オンライン資格確認）について、積極的に周知を図る。 <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高額報酬（標準報酬月額830千円以上）を中心に不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。・ 保険給付適正化会議を毎月開催し不正の疑いのある事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。・ 傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータ等に基づき遅滞なく確実に調整する。

(2-2) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進 (内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none">レセプト内容点検効果向上計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効率的なレセプト点検を実施する。点検員毎のそれぞれの結果の振り返り及び分析を行い点検員毎に応じた点検方法等を指示し、P D C Aを回すことにより、スキル向上を図る。他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。社会保険診療報酬支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。 <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none">外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間経過後に初回催告を実施し、少なくとも6か月おきに再催告を行い、未回答者の減少に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※) 電子レセプトの普及率は98.8% (2020年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。 <p>(6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none">柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。部位ころがし(負傷部位を意図的に変更し長期に施術)等過剰に施術を受けていると思われる加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、審査手順の標準化を推進する。厚生局へ情報提供を行った事案については、逐次対象施術者の対応状況を確認し適正化を図る。■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(2-3) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>(保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none">日本年金機構との合同説明会による保険証回収の周知徹底および意見交換会において情報共有を行うことにより、保険証回収率の向上を図る。資格喪失届への保険証未添付者に対し、返納催告を1回目は日本年金機構の喪失処理後10営業日に行い、その後7営業日で2回目、さらにその後7営業日で3回目の返納催告を実施する。日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、不能届受付から7営業日以内に電話催告を実施する。資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または電話、訪問により保険証回収の啓発を行う。保険証の返納について広報誌等を活用した周知を行う。 <p>(債権管理回収業務の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。特に10万円（過年度50万円）を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有し、対応方法を検討する。10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、電話により直接債務者に保険者間調整について説明し同制度を利用することにより確実に回収を図る。回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p>

(2-4) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。・ 未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を日本年金機構と連携して行い確実に送付・回収する。<ul style="list-style-type: none">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする
	<p>(9) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ オンライン資格確認の周知と円滑な実施に向けた広報活動等を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
	<p>(10) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現金給付等の業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。・ 職員の多能化と管理者のきめ細かい指示・采配により、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を定着化させ、さらなる生産性の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

(2-5) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療費等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>● 健診実施率・取得率向上策</p> <p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、健診受診を勧める。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和3年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務の実施。 ・事業所検索（抽出）等機能、健診・保健指導カルテ等を活用し、ターゲットを絞った受診勧奨を行う。特に、生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二次医療圏および業種に対し、優先的に受診勧奨する。 ・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続する。 ・事業者健診データ提供件数の多い健診機関に対し、より魅力的なインセンティブを設定し、さらなる提供件数向上を図る。 ・事業主、加入者が協会の健診（生活習慣病予防健診）を利用したくなる広報の実施。 ・上記各施策推進のための幹部職員との事業所訪問の実施。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・市町村（国民健康保険）と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。健診機関に対し、予約枠を超えて申込みがある市町村を確認し、当該市町村に対して、受入れ枠増加の依頼を行う。 ・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和3年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。 ・慢性疾患等で医療機関へ定期受診をしている等の理由で、健診未受診者となっている対象者への受診勧奨を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>

(2-6) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none">■ KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を58.8%以上とする (実施対象者数 : 273,902人、実施見込者数 : 161,055人)② 事業者健診データ取得率を16.2%以上とする (実施対象者数 : 同上、取得見込者数 : 44,373人)③ 被扶養者の特定健診実施率を33.2%以上とする (実施対象者数 : 64,816人、実施見込者数 : 21,519人) <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">● 特定保健指導実施率向上策 (被保険者)<ul style="list-style-type: none">・ 健診・保健指導カルテを活用して、課題を洗い出し、必要な対策を講じる・ 初回面談者数向上のため、利用案内文発送の対象事業所を拡大する。・ 特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指導委託健診機関数を拡大する。・ 特定保健指導委託健診機関の実施率向上に向け、年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会（研修会含む）を行う。・ 実施率の低い特定保健指導委託健診機関へ、初回面談件数拡大のための訪問を行う。・ 産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託を拡大する。・ 事業所規模が大きく、特定保健指導実施率の低い事業所に対して実施率向上を促すための幹部訪問を行う。・ 企画総務グループと協働し、健康づくりチャレンジ宣言事業所に対し、宣言内容を基に事業所の健康づくりの支援を行う。・ キャンセル理由を精査し、面談が困難な事業所や他県在住の対象者へリモートでの初回面談を推進する。・ 支部への来所による特定保健指導を推進する。・ 講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ特定保健指導の実施を働きかける。・ 特定保健指導対象の喫煙者に対する禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。● (被扶養者)<ul style="list-style-type: none">・ 協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。・ 長野市等特定保健指導対象者が多い地域の未利用者に対し、公民館等を活用し協会指導者による特定保健指導を実施する。・ 県、市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。● (その他)<ul style="list-style-type: none">・ 保健指導者の指導力向上のため、隔月の保健指導者研修会及び禁煙対策等の各種会議を計画し実施する。 <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>

(2-7) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を34.5%以上とする。 (指導対象者数：39,032人、実施見込者数：13,467人)② 被扶養者の特定保健指導の実施率を24.0%以上とする。 (指導対象者数：1,744人、実施見込者数：419人) <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 未治療者に対する受診勧奨<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から文書による二次勧奨を行う。二次勧奨域者に加えて、一次勧奨域者も対象として行う（全6,200名を予定）。・二次勧奨域者に対しては、文書発送の1週間後に保健師による電話勧奨を実施。電話で接触ができなかった対象者に対しては、事業所訪問を実施し、本人に直接受診勧奨する。いずれの方法でも接触できなかった者で受診も確認できなかった場合には、健診受診月から11か月後に文書勧奨（三次勧奨）を行う。・血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施する。・事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応（受診勧奨、受診環境整備等）を働きかける。・（生活習慣病予防健診契約機関でかつ、）保健師が在職している特定保健指導委託健診機関に対し、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる者の情報共有を図り、受診への行動を促す。● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業<ul style="list-style-type: none">・保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム（松本市との共同事業）」を継続実施する。・市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。・令和3年度契約済町村との事業を継続し、連携して、実施実績を上げるための取り組みを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする。

(2-8) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 健康づくりチャレンジ宣言（健康宣言）事業の推進<ul style="list-style-type: none">健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標（健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、後発医薬品使用割合）の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。県内の商工会議所をはじめ、各関係機関と連携し、事業主等へのセミナーを開催する等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。● 健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援<ul style="list-style-type: none">令和3年6月以前にチャレンジ宣言した事業所のうち新たな要件による宣言項目の見直しが済んでいない事業所に対して、文書や電話、面談等により見直しを促進し、すべての宣言事業所の見直しを完了させる。事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容（宣言内容）をアドバイスする。「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「がん対策」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計100社を目標に実施する。運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」を通じて実施する。長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について広報誌により加入者の啓発を行う。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助事業を継続実施する。健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう広報誌やセミナーにより推奨し、健康経営優良法人2023認定企業を420社にする。事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。民間企業との連携により、健康づくりに取り組むためのツールを事業所に提供する。有志医師と連携して飲料自販機に着目した肥満改善による健康づくりの取り組みを事業所において実施する。 <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：健康宣言事業所数を1,110事業所以上とする

(2-9) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 長野支部の健康課題とその対策を加入者及び事業主に向けて周知広報する。 「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽNews」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。 無関心層を含めて広く協会けんぽの事業や健康保険制度を知っていただくため、広報用マンガを作成する。また、引き続きメディアを活用した広報を行う(本部作成の動画等活用を含む)。 外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。 広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を57.0%以上とする <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ></p> <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、調剤薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付し、主要な医療機関等は個別に面談することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。 医療機関、調剤薬局に対し「医薬品実績リスト」を案内し活用を促す。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品軽減額通知サービスやジェネリック医薬品希望シールの配布事業を継続実施する。 ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を送付する。 ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化と健康リテラシー向上のため、学生向けセミナーを県内の大学に提案し、実施する。 調剤薬局を通じて患者にお薬手帳ホルダーと支部独自のジェネリック医薬品希望シール、Q&Aを配布する事業を継続し、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬の防止を図る。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリックカルテ等のデータを活用し、低使用割合地域対策を検討及び実施する。 ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。 保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用し、啓発文書作成により医療提供者に対する働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする <p>(※) 医科、DPC、歯科、調剤</p>

(2-10) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>(4) インセンティブ制度の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 加入者や事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>
	<p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、医療データ等を活用しながら県や地域の特徴を分析し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくり等について、データに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する体制を維持する。・ 協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
	<p>(6) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、長野県、県内市町村と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。

(2-11) 令和4年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
3. 組織体制関係	<p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">① 役職に応じた役割を理解し、能力を発揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。② 目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。③ 目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。 <p>・ 業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。</p> <p>(2) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。・ 人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 <p>(3) リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。・ 各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。・ 事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。・ 大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP（事業継続計画）対応のための研修や訓練を実施する。 <p>(4) 保健事業事務処理体制モデル策定への協力</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本部と連携して、保健事業を効果的・効率的に推進するための事務処理体制標準モデル策定に取り組む。 <p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。・ 公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・ 一般競争入札案件の過去の入札状況を検証し、必要に応じ個別案件単位で一者応札を回避するための対策を実施する。・ コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を過去3年度の平均値以下とする。<ul style="list-style-type: none">■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(3-1) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和4年度 協会事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和3年度 支部見込み
1. 基盤的保険者機能関係			
サービス水準の向上 【KPI】 サービススタンダードの達成状況を100%とする	【KPI】100%	【KPI】100%	100% (○)
【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする	【KPI】96.5%以上	【KPI】96.8%以上	96.4% (×)
効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (0.304%以上)	0.318% (○)
【KPI】 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (3,137円)	3,743円 (○)
柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする	【KPI】前年度以下	【KPI】前年度実績以下 (0.92%以下)	0.85% (○)
返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 【KPI】 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】94.98%以上	90.12% (×)
【KPI】 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (51.02%以上)	54.23% (○)
被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする	【KPI】93.4%以上	【KPI】93.2%以上	93.2% (○)
オンライン資格確認の円滑な実施 【KPI】 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする		(支部KPI設定なし)	

(3-2) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和4年度 協会事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和3年度 支部見込み
2. 戦略的保険者機能関係			
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を61.2%以上とする ② 事業者健診データ取得率を9.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を33.2%以上とする	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 58.8%以上 ②事業者健診データ取得率 16.2%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 58.4%以上 ②事業者健診データ取得率 15.5%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上	①生活習慣病予防健診受診率 55.3% (×) ②事業者健診データ取得率 14.3% (×) ③被扶養者の特定健診受診率 24.6% (×)
特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率を30.1%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を9.0%以上とする	【KPI】 ①被保険者 34.5%以上 ②被扶養者 24.0%以上	【KPI】 ①被保険者 29.4%以上 ②被扶養者 22.3%以上	①被保険者 26.6% (×) ②被扶養者 16.4% (×)
重症化予防対策の推進 【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする	【KPI】12.4%以上	【KPI】11.8%以上	11.27% (×)
コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を64,000事業所以上とする	【KPI】1,110事業所以上	【KPI】950事業所以上	960事業所 (○)
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48%以上とする	【KPI】57.0%以上	【KPI】54.4%以上	55.5% (○)

(3-3) 事業計画 [K P I] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和4年度 協会事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和3年度 支部見込み
ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時で対前年度以上とする(医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度末以上 (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度以上 (81.9%以上) (医科・DPC・調剤・歯科)	81.9% (○) (医科・DPC・調剤・歯科)
地域の医療提供体制への働きかけ 【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	【KPI】意見発信する	【KPI】意見発信する	発信予定 (○) (2~3月会議あり)
3. 組織体制関係			
費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	【KPI】20%以下	【KPI】20.0%以下	0% (○)

(4-1) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

令和3年12月17日現在

(単位:百万円)

【業務経費】

区分	R4年度予算(案)	R3年度予算	予算増減	主な増減要因等
企画・サービス向上関係経費	5,262	5,952	△ 689	
広報経費 { ・ホームページ、メールマガジンの運用にかかる費用 等 }	108	108	0	資料2-1のp4「広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進に係る取組」に関する費用は、広報経費のほか、支部広報経費(支部医療費適正化等予算の一部)、健康保険委員経費(その他経費の一部)、保健事業経費の一部として、7.6億円を計上(令和3年度は6.7億円)。
調査研究経費 { ・外部有識者を活用した調査研究経費 ・都道府県、市町村等と連携した分析や共同事業にかかる経費 等 }	135	127	8	・外部委託研究の拡充
保険者機能の総合的な推進経費 { ・ジェネリック医薬品の使用促進にかかる経費 ・統計・分析研修経費、パイロット事業経費 等 }	1,718	1,939	△ 220	・パイロット事業の枠組み見直しに伴い、令和4年度事業を休止したことによる事業費用の減少
業務改革・サービス向上経費 { ・コールセンター経費 等 }	1,589	2,040	△ 451	・コールセンターに係る業務委託経費のうち、契約初年度の一時的な経費(初期費用)の減少
支部医療費適正化等予算 { ・支部広報経費、支部における医療費適正化対策(多剤・重複服薬に関する通知、紹介状なし大病院受診時定額負担の周知 等) 等 }	800	800	0	
その他経費	912	938	△ 26	
保健事業経費	164,249	159,158	5,090	
健診経費 { ・生活習慣病予防健診、特定健診に係る補助費用 等 }	141,370	139,890	1,480	・目標実施率の引上げ
保健指導経費 { ・特定保健指導に係る補助費用 等 }	14,445	10,957	3,488	・特定保健指導対象者の増及び目標実施率の引上げ
健診及び保健指導に係る事務経費 { ・健診・特定保健指導の受診案内 ・保健指導用パンフレット作成 等 }	3,243	3,520	△ 278	・共済の適用拡大等による被扶養者数の見込みの減少等
その他保健事業経費 { ・未治療者受診勧奨(一次勧奨) 等 }	285	184	102	・未治療者受診勧奨業務における勧奨項目の追加(対象者数の増加) ・健診・保健指導の実施率向上に向けた勧奨に係る費用の増加
支部保健事業予算 { ・集団健診 ・事業者健診結果データの取得(外部委託) ・健診・特定保健指導受診勧奨 ・コロナヘルス事業 ・未治療者受診勧奨(二次勧奨) ・重症化予防に係る費用 等 }	4,000	4,000	0	
その他経費	905	607	298	・保健事業の推進に伴う経費の見直し

(4-2) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

区分	R4年度予算(案)	R3年度予算	予算増減	主な増減要因等
保険給付等業務経費	12,383	13,191	△ 807	
保険証等の発行及び回収・被扶養者資格の再確認経費	3,074	3,174	△ 100	・保険証の作成及び発送に係る業務委託経費のうち、次期業務システムに対応するための一時的な経費(初期費用)の減少
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	5,258	5,116	142	・次期業務システムによる支給決定業務の自動審査化に伴う、届書のデータ化に係る業務委託経費の増加
窓口経費	13	38	△ 26	・一部のサテライト窓口において行っていた社労士への業務委託について、窓口利用者の減少に伴う廃止による減
返納金等債権管理回収経費 { 納付書発行・文書催告にかかる経費、法的手続に関する経費 等 }	130	146	△ 16	・返納金債権等の回収に係る法的手続件数の実績を踏まえた見直し
不正請求等対策経費 { 海外療養費に関する翻訳等業務委託にかかる経費 等 }	79	93	△ 14	・制度改正(被扶養者の国内居住要件)等による海外療養費申請件数の減少
手数料等 { マルチペイメント手数料、振込手数料 等 }	440	297	144	・振込手数料の増
その他経費	3,389	4,327	△ 937	・業務の効率化等に伴う経費の見直し
レセプト業務経費	5,363	4,924	438	
レセプト磁気媒体化経費	80	86	△ 6	
医療費通知経費	1,670	1,778	△ 108	・医療費通知作成単価の実績を踏まえた見直し
レセプト点検経費	203	206	△ 3	
その他経費	3,410	2,854	556	・審査業務に対応した経費の見直し
福祉事業経費	0	0	△ 0	
高額医療費等の貸付事業	0	0	△ 0	
業務経費合計	187,257	183,225	4,032	

(4-3) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

【一般管理費】

区分	R4年度予算(案)	R3年度予算	予算増減	主な増減要因等
人件費	18,532	18,364	168	
職員給与	14,888	14,812	76	
役員報酬	109	109	0	
退職手当	1,140	1,060	80	
法定福利費	2,396	2,383	12	
福利厚生費	69	69	0	
職員健診	65	65	0	
その他経費	4	4	0	
一般事務経費	71,103	45,839	25,264	
システム経費	65,245	40,219	25,026	
次期業務システム構築に係る経費(再掲)	49,377	16,018	33,359	・次期業務システムの構築に係る費用の増加
賃借料	3,588	3,476	112	・支部事務室の移転、増床に伴う増
その他経費	2,271	2,145	126	・支部事務室の移転、増床に伴う工事費用の増等
一般管理費合計	89,704	64,272	25,432	
業務経費と一般管理費の合計	276,962	247,497	29,464	

(5) 長野支部 予算枠と主要事業

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	本部承認額 (千円)	予算上限額 (千円)	
医療費適正化等	医療費適正化対策		お薬手帳ホルダー作成	お薬手帳と保険証や診察券を収納できるホルダーを作成し、適正な服薬を推進	6,422	6,422	14,699	
			新生児の親への広報	医療費適正化、健康リテラシー向上を目的に新生児の親に育児情報誌を贈呈	3,534	3,534		
	広報・意見発信		紙媒体による広報	定期的に発行する広報紙の作成	1,848	1,848		
			メディアを活用した広報	メディアを活用した幅広い層への広報	2,895	2,895		
					14,699	14,699	14,699	
保健事業	保健指導委託		保健指導委託	保健師配置事業所への特保委託、その他広報物	1,670	1,670	68,397	
			実施率向上対策	実施実績に応じた報奨金の支払い	546	546		
			中間評価時の血液検査	特保中間評価時点での改善効果検証	2,970	2,970		
	健診・保健指導		集団健診	協会けんぽ単独で設営する集団健診の実施、市町村での集団健診の案内	10,680	10,680		
			事業者健診データ取得対策	健診機関でのデータ作成料 データ取得件数増強のための外部委託	21,888	21,888		
			健診推進	健診機関等への実施促進	9,207	9,207		
		新規	広報		健診受診率、特定保健指導実施率向上のための広報活動	2,811		2,811
					健診実施機関予約状況表（予約状況サイト）の支部ホームページ掲載	605		605
	コラボヘルス		健康経営セミナー開催	事業所事業主・健康管理担当者向けセミナー	300	300		
			事業所単位の講習会開催	食生活、運動、乳がんなど5つのメニューの講習会を提供	2,134	2,134		
			ウォーキングラリー参加	県、経済団体、県内保険者共催により、支部で開発したスマホアプリを全参加者に提供（アプリ改修費用）	1,942	1,942		
		新規	健康宣言事業所へのサポート		健康宣言事業所への情報誌の送付	1,611		1,611
					健康宣言事業所への覚書締結事業者による無償サポート一覧冊子の作成	66		66
	歯科検診	健康宣言事業所における歯科検診	6,735	6,735				
					68,397	68,397	68,397	